

飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項による緊急安全措置を実施したことについて、当該空家等の所有者等を確認できないため、同条第2項に基づき告示する。

令和7年11月10日

飯塚市長 武 井 政 一

1 措置の内容

隣接家屋の雨漏りに影響を与える箇所の除却と波板の設置・床下浸水の原因となる側溝の割れ目の補修を実施

2 空家等の所在地

飯塚市勢田 190-23

3 実施日

令和7年10月10日